

様式第四号

法人名 社会医療法人 慈生会
 所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

純資産変動計算書
 (自令和4年3月1日至令和5年2月28日)

※医療法人整理番号

(単位:千円)

基金 (又は出資金)	積立金				評価・換算差額等	純資産合計
	建物圧縮積立金	設立時積立金	繰越利益積立金	積立金合計		
令和4年2月28日残高	-	66,681	404,422	814,676	1,285,781	-
当期純利益	-	-	-	22,405	22,405	-
建物圧縮積立金増減	-	△ 3,800	-	3,800	-	-
会計年度中の変動額合計	-	△ 3,800	-	26,205	22,405	-
令和5年2月28日残高	-	62,881	404,422	840,882	1,308,186	-
						1,308,186

様式第五号

法人名 社会医療法人 慈生会
 所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	1,178,165	—	—	1,178,165	814,877	19,601	363,287
	建物附属設備	503,191	—	—	503,191	488,111	2,986	15,079
	構築物	142,860	388	—	143,248	121,250	1,328	21,998
	医療用機械備品	47,140	8,725	2,916	52,949	42,876	4,354	10,072
	その他の器械備品	181,347	1,983	1,204	182,126	171,594	11,718	10,532
	車両及び船舶	21,726	—	2,652	19,074	19,074	—	0
	土地	254,302	—	—	254,302	—	—	254,302
	計	2,328,733	11,097	6,772	2,333,058	1,657,784	39,989	675,274
無形固定資産	ソフトウェア	103,413	1,181	—	104,594	103,286	5,411	1,308
	電話加入権	1,211	—	—	1,211	—	—	1,211
	計	104,625	1,181	—	105,806	103,286	5,411	2,519
その他の資産	出資金	20	—	—	20	—	—	20
	預託金	93	—	27	66	—	—	66
	敷金	368	—	368	—	—	—	—
	従業員長期貸付金	63,337	18,062	5,643	75,756	—	—	75,756
	長期前払費用	23,014	4,602	—	27,617	—	—	27,617
	計	86,833	22,665	6,038	103,460	—	—	103,460

様式第七号

法人名 社会医療法人 慈生会
 所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平 均 利 率 (%)	返 済 期 限
短 期 借 入 金	—	—	—	—
一年以内に返済予定の長期借入金	14,304	13,304	1.35%	—
長 期 借 入 金 (一年以内に返済予定のものを除く。)	21,080	7,776	1.35%	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	35,384	21,080	—	—

※ 2年後 7,776(千円) 3年後 0(千円)

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 慈生会
 所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位:千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	135,354	—	135,354	53	—	135,407
給与費	835,870	—	835,870	14,698	—	850,568
委託費	17,351	—	17,351	—	—	17,351
経費	208,526	—	208,526	1,858	1,782	212,168
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	—	—	—	—	—	—
計	1,197,102	—	1,197,102	16,610	1,782	1,215,495

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法を採用している。

2 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（建物の一部を除く）は定率法によっている。
- ② 無形固定資産は定額法によっている。
- ③ リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

（1）補助金の会計処理

運営費に係る補助金については、事業収益に計上している。

6 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

（1）収益業務に関する資産及び負債（単位：千円）

現金及び預金	48
前払費用	16
未収入金	25
建物	40,509
建物附属設備	0
資産合計	<u>40,599</u>
前受金	175
預り敷金	675
負債合計	<u>850</u>

独立監査人の監査報告書

令和5年5月9日

社会医療法人慈生会
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

柚木崎公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人慈生会の令和4年3月1日から令和5年2月28日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。